

第25期 第4回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和5年10月13日（金）13時30分から14時55分

2 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3 出席委員（18名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	安井	善次	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	濱田	博之	委員

4 欠席委員（0名）

5 説明員（1名）農林水産課

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

- 報告第13号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第14号 農地の転用事実等に関する照会について
報告第15号 農地法第5条第1項の規定による許可の撤回について
報告第16号 大津市農政審議会の適宜開催について（要望）

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9 議事概要

事務局長 それでは、25期第4回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。
最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立お願いいたします。
本日は、議席番号3番大伴四郎左衛門委員に先唱いただきますので、よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 どうもありがとうございました。ご着席ください。
それでは、会議全体の進行は副会長の輪番制です。本日は、南部選出の副会長音野茂委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。
本日は、全員ご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立したことをご報告申し上げます。
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
次に、会長からご挨拶をいただきます。

会 長 < 会長挨拶 >

副会長 どうもありがとうございました。
それでは引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
議事録の整理のため、発言に当たっては、挙手し、氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようよろしくお願いいたします。
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに

設定していただきますようよろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますようよろしくご協力お願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

8番 音野 茂 委員

9番 上田 雄亮 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

それでは、議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いいたします。

では、No.1の八屋戸につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委 員 譲渡人は在所の中によく知られた方で〇〇さんといい、80歳の高齢で、農地も持っておられますが、今は何もされてないというところで、受けられる方は〇〇さん、この方もよくご存じの方で、今度道路沿いに家を建てられるということで、私と地元推進委員と現地をこの10月2日に確認しました。当地区は、道路に面して住宅ばかりで、その裏側にこの畑地があり、その畑地も、面積は狭く袋小路で、現状は写真のように荒れたままでございます。今回そこに作土を少し混ぜて、家庭農園にしたいと考えておられるということです。これに関しては別に畑地で、用排水路関係もないようで、それに対しても問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No.2、No.3、No.4、No.5の伊香立上在地町につきまして、地元委員よりご意見をお伺いいたします。

委 員 この農地に関しまして、合計8筆、譲渡人は別々なんですが、譲受人は〇〇さんお一人の方です。こちらの農地ですが、8筆のうち、4筆は今年田植されていた、まだ使われてた田んぼでした。残りの4筆に関しては、草は生えていたのですが、定期的に手入れがされてるような草の生え方でしたので、荒れてるような農地ではなかったです。当日、10月2日、譲受人と私、そして地元推進委員の方、3名で現地確認しました。その際、既に4筆はあ

ぜから土手、全て草刈りされておりました、今月中には残りの農地も全て草を刈るとおっしゃっていました。

こちらに関しては、地元の集落営農組織がございまして、本人はそこから機械を借りてやるとおっしゃっていて、ちょうど立会い中に集落営農の役員の方が通られ、その方からも一応そういう話を聞いていますし、この地域に関しては、この農地の上にお墓があり、ここの農地のルールでは年に4回必ず草を刈ると。そのお墓に入るためにこの道を通らないと行けないので、必ず4回草は刈る。もし刈れない場合は、集落営農で草を刈って、後ほど代金を請求するというような話もされてましたので、荒れるということはずないかと感じております。本人も意欲的に取り組まれておりましたので、問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No.6の南志賀二丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺いいたします。

委 員 この番号No.6の南志賀の二丁目につきまして、先ほど事務局からも報告がありましたように、相続により弟である〇〇さんが取得した土地を管理することが不可能な状況、譲受人の自分の家の敷地の中に農地があるという状況でございます。〇〇さんは、自分で農作業等はできない状況を受けて、お兄さんがそれを購入するという形で売買が成立したわけでございます。

9月30日土曜日午前9時より当該地を、地元推進委員と私と譲受人立会いの下で現地確認をしました。以前からその部分においては畑をしておりますけれども、水利等については下方にあります農地等には何ら影響はない状況で、初めから譲受人が自分でそのことを受けて作業等をしている、兄弟関係の中での譲り渡しになっておりますので、別に問題はないというように解釈をしております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No.7の里一丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 先週の6日に、地元推進委員と、それから譲受人、私、3人で現地確認を行いました。当該物件は、長年耕作放棄されておりました、雑草が生い茂り、また中に大きな石とかコンクリート片がかなり入ってるような状況でしたが、譲受人は、隣接に田んぼを保有され、少しけがをされておりますので、委託して水稻を作付されてますが、この対象物件につきましては、重機を入れ、原状回復して、自分で畑として使っていきたいという意向です。譲渡人のほうも町内の方ですので、その辺は円満に話し合いができておりますので、

許可しても差し支えないかなと思いますので、ひとつご審議のほどよろしく
お願いします。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

委 員 2番から5番の案件で、譲受人は、既に5haの面積を確保され、なおかつ
今回約9反ぐらい拡張、経営拡大ということですがけれども、譲受人の年齢が
73歳、この方自ら耕作されるのは少し大変かと。家族やスタッフがおられる
のでしたら十分可能かと考えるのですが、その辺はいかがですか。

事務局 委員からのご質問の件ですが、確かにお一人でこれだけの面積を管理でき
ない部分もあると思うのですが、ご夫婦が中心になって作業をされる中で、
地域の営農組合にも作業を助けていただき、この面積を管理していくという
意向でございますので、こちらとしては、農地が荒れるようでしたらきっち
りとそのあたりは指導なりしていかないといけないという部分もありますけ
れども、先ほど地元委員の意見にあったとおり、意欲を持って、地域とも連
携して取り組むということですので、そのあたりを考えた上で審議してい
ただければと思っております。

委 員 分かりました。

議 長 それでは、ほかにご意見ございませんか。

委 員 事務局にお願いなのですが、各案件の2、3、4、5番はきれいに色塗り
していて、1、6、7番の広域図は場所が一発で分かるのですが、詳細図の
場所が全く分からないです。色を塗ってないし、ここというのも薄いし、な
おかつ24ページの案件は、印もなく、番地だけ振られている。これに時間を
費やすのがもったいないので、次回から色を塗って、ここというのを分かる
ようにしていただけると非常にありがたいです。お願いいたします。

事務局 地図については、今回見にくくて大変申し訳なかったですがけれど、次回、
分かるようにしたいと思います。

委 員 先ほどの上在地町の案件ですが、事務局の話によると、〇〇さんが耕作す
るという解釈でよろしいですか。ここに営農組合はなく機械組合しかないので。
機械組合が耕作されずに、〇〇さんが耕作されるということですか。

事務局 経営主として経営をされるということです。

委員 なら、〇〇さんが経営されて、実際に作業するのは機械組合ということですね。

事務局 はい。

委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 それでは、ほかにご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ないようですので、お諮りいたします。
それでは、No.1 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 同No.2 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3 について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 同No.3 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、No.4 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、No.5 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No.7について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、No.7は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 それでは、説明が終わりましたので、9月26日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 ただいまの案件ですが、西日本高速道路株式会社新名神工事に関する件で、NEXCO西日本の〇〇さんと〇〇さんから説明を事務所で受けまして、地元委員、地元推進委員と、〇〇農業委員で立会いました。

工事は進行中で、ダンプが大変行き来していたところでございます。それで、そこに以前は果樹を植えていた。それを仮場所にどけて、工事で出た土砂を搬入するという案件で、それを変えるということでもございました。あと、工事が終わって、元に戻した段階で盛土になるんですね。だから、その盛土した場合に、強度はどうかというところを聞いて、その保証はあるのか聞いたのですが、道路公団がする仕事ですから間違いはないと思うんですけど、そういう期限の保証はないと。ただ、盛土されて、最近問題がよくある後々に崩れたということがあり得るのではないかと聞いたのですが、譲り渡しておしまいと。修復した段階で承認していただきたいということでございました。その具合が問題点ではないかと私は思いまして、問いただしをした次第でございます。

何しろ国がやるような大きな工事の現場を見させていただき、その工事の偉大さというか、大きさを感じたところでもございます。現地は、山道へ入るところの狭い道があった場所です。それがこういう工事のおかげで立派な修復がされ、農地を守っていればいずれ何かがあるか分からないというところで、当地区の在所は大変潤ってるんじゃないかと、余談ですが実感したわけでもございます。実際この農地には人がいません。山間部らしいのですが、実際その高速の下、通り抜けるための3mの道路がつくということになります。そういうメリットが地主にしたらあってよかったのではないかと私は思

いました。どうかご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
 続きまして、地元委員の意見をお伺いします。
 No.1 の大石小田原町につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 今、基本的なことは一日立会委員から言っていただきましたので、補足程度ですけれども、大石小田原町のこの申請については、申請人が〇〇さんとなっておりますが、この第二名神の関連工事というのが実際のところで、工法などに関しても、名神の工事と同じようにされており、排水等、施工法に関しても周辺地権者に対して説明、確認もされており、今回の申請に関して何ら問題はないものと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見、ご質問はありますか。
 それでは、ないようですので、お諮りいたします。
 No.1 につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 No.1 は許可することに決定いたします。

委 員 すみません。今の件で、周辺農地における営農への被害防除に関する説明書の中に、いつ、誰が、誰に、どのように説明したかということが書いてあるのですが、〇〇氏という名前は、〇〇さんではないですか。

事務局 確認が漏れておりまして申し訳ないです。訂正をする形にはなると思うんですが、〇〇さんのところの名前が間違っていたというご指摘で、〇〇さんが正しいです。

議 長 続きまして、議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。
 では、事務局、説明をお願いいたします。

 <事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、去る9月26日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可

基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委員

9月26日、地元農業委員と地元推進委員とともに支所へ行き、大津市市民部次長、課長補佐と担当者、3名から説明を受け、その後現地を確認いたしました。内容は、事務局から説明があったとおりでございます。

50ページの地図を見ていただくと分かるのですが、建てた後の日陰がどうなるかというところが少し問題点と思ひまして現地を見たわけですが、接地面はもう道路が整備されている場所で、1面だけが田に面して思ひまして、そこに建てた場合に日陰になるのではないかと思ひましたが、田に面した面はできるだけ駐車場のスペースを取って、建屋は離すというところで、この地図の4番を見てもらえると分かるのですが、木が生い茂って、行ったときはちょうど4時頃で、夕方は陰になるのではないかと思ひましたが、駐車スペースぐらいではちょうど田には面しないんじゃないかという想像ができました。用水、排水路に関しては、今までどおりちゃんとされますので、問題はなかったかと思ひます。

大津市の大きな事業でございます。その土地の利便性、小学校と隣接して児童クラブも隣にするというところで、問題はないかと思ひます。ただ、ここの中に書いていましたけど、この土地の交換の説明を大津市の市民部からいただきました。その交換がどこになるか、その場所もお聞きしたのですが、その土地は、面積的には大分縮小され、物が建っているところで、その辺の理解に苦しむのですが、評価は一緒というところで納得されているようです。その点がちょっと気にかかるころでしたが、評価は一緒ということで納得されていけば、それ以上話はいいのではないかと思ひまして、話を聞いてまいりました。

以上でございます。どうかご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺ひいたします。

No.1の伊香立下在地町につきまして、地元委員にご意見をお伺ひします。

委員

9月26日に立ち会いまして、大津市市民部の方から説明を受けました。

54ページを見ていただきますと、ちょうど田んぼとの境目に関してですが、田んぼ側には地元の土地改良の水路が通っていて、この黄色の市民センターの部分に関しては、駐車場と田んぼの間にはU字溝が入っているんで、雨水が田んぼに入ることはほぼないという説明です。この市民センターの雨水に関しては、54ページの黄色の中にある青い調整池に水が入ります。こちらのほうに水が入った後に、田んぼとは違う方向から排水されていくと。この調整池に関しては、大津市の方も、100年に一度の大雨でも大丈夫というぐらいと言われていたんで、雨水が田んぼに入るとか、そういう影響は一切ないというように判断しました。

あと、こちらの農地ですが、学校と隣接する場所にありまして、現在の市民センターが50年経ち、現市民センターの場所に建て替ると、いろいろと大きさに足りない。集約と複合化を目指す大津市として、今回新たに建てる分に関しては、市民センターの機能と消防団の詰所、そして児童クラブ、この3つが入るということで、現在の市民センターの跡地では場所が足りない。今問題となっております児童クラブに関しては、学校から離れた場所があり、そこを小学生が渡っていくとなると、交通事故の危険もあると。そういう意味では、この学校に面したこの農地を活用して建てるというのが一番理想的であるという説明がありましたので、ここは、地元としてもここだというのがベストかなと判断いたしました。

私からは以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

事務局長 議長、一日立会委員にNo. 2、No. 3、No. 4、No. 5まで説明を求めてください。

議長 一日立会委員、No. 2からNo. 5まで、全ての報告をお願いいたします。

委員 失礼しました。4ページのNo. 2に関しましては、地元委員と地元推進委員で現地を調査いたしました。現状は、一部畑として使用していたのか、いろんなものが置かれた状態、受け人はスポ少の練習場を使用するという事務局からの説明もありましたように、上部を整地して使用する考えです。地図を見ていただくと分かるのですが、64ページ、1番の右が道路に面しています。スポ少は危険ではないかと聞いたところ、ちょうど中央に獣害フェンスが立っているのを道路側に設置し直して、子供の安全を取りあえずは確保するというところでございました。

山間部で、まわりに農地はなく、山手のほうに1軒、自分の農業をする小屋と作業場のようなものがある以外は山です。排水は、その土地の部分にずっと自然に流れていくような感じでありました。ただ、道路に面したところが、境のくい、地図の65ページにもありますように、下のほう、大分くぼんでます。くいが大分内側になっており、その辺は再度確認していただくよう申しました。そういうところが問題点ではありますが、少年の夢を砕かないように頑張ってくださいと言っておきました。それ以上問題は別はないかと思えます。

次に、3番、4番、5番、これは、西日本道路公団が請け負ってる新名神の工事に関する件です。NEXCO西日本の〇〇さんと〇〇さんより事務所で説明を受け、現地も、工事中であります。特別に中へ入れていただき、説明を受け、確認をしました。地元農業委員、地元推進委員、〇〇農業委員も出席され、確認をしました。農地転用の更新でありますので、別に問題はないかと考えます。工事は、ダンプがすごく行き来して、まさに進行中でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 ありがとうございます。
- そのNo.1の伊香立下在地町の地元委員の意見は済んでおりますので、No.2の大石曾東町、No.3、No.4、No.5の大石小田原町につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。
- 委 員 議案第13号、2番、大石曾東町の申請について、先ほど少し言ってくださったのですが、場所的には市道に面していて、一部農地で農機具倉庫もありますので、この場所で何かして農作業に影響が出るというようなところではないというのが現状です。排水処理に関しても、囲むように側溝があり、川に直接流れ出ることから問題はないものと思います。また、低学年対象の野球練習場ということで、市道が横に通っており、市道に出てしまうということも考えられることから、先ほどもおっしゃってましたように、市道側に安全フェンス等をつけてはどうかという提案をしたところ、その獣害フェンスでも何でもいいということであればということで、受け入れる方向で返事をいただいておりますので、今回の申請に関しては問題ないものと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
- 続いて、議案第13号、3、4、5の小田原町の申請ですけれども、この申請に関しては、全て現状施工されている更新申請ということもあり、もともとの許可申請にのっとり作業が行われているというのはもちろんのことですが、改めて周辺の地権者に対しても説明され、工事、その他に不具合がないことも確認もされており、今回の申請に関しては問題ないものと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
- それでは、何かご意見、ご質問はありますか。
- 委 員 2番の大石曾東町の案件で、64ページの写真を見ていると、フェンス代わりにこの獣害フェンスを置くというのは、下段、1段だけのフェンスだと思うのですが、これは、持ち主が個人的に購入して設置されたものか、以前に市役所農林水産課から貸し出されてて設置されてる1段目のみをここに設置するのか、どちらですか。
- 委 員 このフェンスからいったら、個人的に買われたものです。
- 委 員 そうですか。
- 事務局 そのとおりです。
- 委 員 市からの支給のフェンスは、また違いますので。

委員 わかりました。

委員 すみません。私も今の質問と同じです。市からの支給かと思ったんです。

議長 それでは、ほかに何かご意見ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.3は許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議
の意見を聞くことに決定いたします。
続きまして、No.4につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.4は許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議
の意見を聞くことと決定いたします。
続きまして、No.5につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、No.5は許可することに決定いたします。
それでは続きまして、報告案件です。
報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

て、報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第13号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第14号 農地の転用事実等に関する照会について、報告第15号 農地法第5条第1項の規定による許可の撤回について、以上一括して事務局から報告をお願いします。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、資料に基づき集計報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告につきましてご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、これをもちまして農地係の報告案件は終了します。
続きまして、農業振興係の報告案件です。
報告第16号 大津市農政審議会の適宜開催について（要望）について事務局から報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 何かご意見、ご質問はありますかでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、その他の報告に移ります。
それでは、事務局、お願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
何かご意見、ご質問はございませんか。

<質疑・応答・意見等>

議 長 それでは、マイクを司会に返します。

副会長 以上をもちまして第4回定例総会の全ての議案、報告事項は終了しました。

お疲れでした。

議事録署名委員

議 長（安井 善次 委員） 印

委 員（音野 茂 委員） 印

委 員（上田 雄亮 委員） 印